

焼津市建設工事等
入札参加資格登録業者 各位

焼津市長 中野 弘道
(財政部契約検査課)

設計価格、低入札価格調査基準価格及び
最低制限価格の端数処理の規定改定について (通知)

日頃、当市建設行政にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月より、静岡県が発注する工事又は業務の設計価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定における端数処理の規定が 1 千円単位から 1 万円単位に改定されます。

これに伴い焼津市では、標題の規定について、下記のとおり改定を行うこととしましたので、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件への応札にあたり、留意していただくよう通知します。

記

1 改定の概要

価格区分※	端数処理	適用案件
工事（業務）価格	1 万円単位 (1 万円未満端数切り捨て)	令和 2 年 4 月単価で 設計積算する案件
低入札価格調査基準価格 最低制限価格		令和 2 年 4 月 1 日以降に入札 公告又は指名通知する案件

※ 価格区分の価格は、消費税相当額を加算する前の段階の価格です。

2 留意事項

(1) 土木工事で令和 2 年 3 月以前の単価で積算し工事価格の端数処理が 1 千円単位の工事案件は、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の端数処理についても 1 千円単位とします。

(2) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、関係要領の改正を行いますので留意していただくようお願いいたします。

担当：契約検査課 契約担当
電話：054-626-1119